

江 監 第 12 号
令和 5 年 7 月 25 日

江 田 島 市 長 様
江 田 島 市 議 会 議 長 様
江 田 島 市 教 育 委 員 会 教 育 長 様

江田島市監査委員 三 浦 和 英

江田島市監査委員 濱 西 金 満

定期監査（施設）及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同法同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を報告します。

令和5年度

定期監査(施設)及び行政監査報告書

江田島市監査委員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の期間	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の主な実施内容	2
第6	監査の結果	2
1	市民生活部所管施設及び工事	
(1)	市民センター及び支所	2
(2)	出張所及び連絡所	3
(3)	交流プラザ等	4
(4)	大柿市民センター新築工事	5
(5)	衛生施設	5
(6)	隣保館	6
2	福祉保健部所管施設	
(1)	認定こども園	6
(2)	児童館	7
3	土木建築部所管施設及び工事	
(1)	市道大原～柿浦線道路改良工事	8
(2)	矢ノ浦北2号住宅改修工事（I期）	8
(3)	下水道事業施設	8
4	教育部所管施設	
(1)	学校教育施設	9
(2)	生涯学習施設	10
(3)	学校給食調理施設	12
5	消防本部所管工事	
(1)	秋月消防屯所新築工事	12
(2)	大須浄化センター改修工事（大幸消防屯所）	13
第7	まとめ	14

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

第2 監査の期間

令和5年4月18日(火)から同年7月25日(火)まで

(実査日 令和5年5月10日(水), 16日(火), 18日(木), 19日(金))

第3 監査の対象

令和4年度における財務事務等の執行について、市内全域の施設及び令和4年度実施工事の中から抽出して監査を行った。また、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

監査の対象とした施設及び工事は、次のとおりである。

所管部署名	分類	施設等名称	実査日	所管課
市民生活部	市民センター及び支所	江田島市民センター	19日	江田島市民センター
		能美市民センター	18日	能美市民センター
		沖美市民センター	10日	沖美市民センター
		三高支所	10日	
	出張所及び連絡所	大須出張所	16日	江田島市民センター
		津久茂出張所	16日	
		鹿川出張所	18日	能美市民センター
		高田出張所	18日	
	交流プラザ等	江田島市民センター別館	19日	江田島市民センター
		大柿市民センター	19日	地域支援課
		鹿川交流プラザ	18日	能美市民センター
		高田交流プラザ	18日	
		三高交流プラザ	10日	沖美市民センター
	令和4年度実施工事	大柿市民センター新築工事	19日	地域支援課
	衛生施設	リレーセンター	18日	
隣保館	鹿川文化センター	18日	人権推進課	
	三高会館	10日		
福祉保健部	認定こども園	認定こども園みたか	10日	子育て支援課
		認定こども園おおがき	10日	
	児童館	津久茂児童館	16日	
土木建築部	令和4年度実施工事	市道大原～柿浦線道路改良工事	10日	建設課
		矢ノ浦北2号住宅改修工事(I期)	10日	都市整備課
	下水道事業施設	江田島中央浄化センター	16日	下水道課

教育部	学校教育施設	鹿川小学校	18日	学校教育課
		江田島中学校	16日	
	生涯学習施設	大須公民館	16日	生涯学習課
		学びの館	19日	
		大柿図書室	19日	
	学校給食調理施設	江田島市学校給食共同調理場	18日	学校給食共同調理場
	消防本部	令和4年度実施工事	秋月消防屯所新築工事	16日
大須浄化センター改修工事 (大幸消防屯所)			16日	

第4 監査の着眼点

江田島市監査基準(令和2年4月1日施行)に基づき、財務等の事務の執行及び施設の管理運営が適正に行われているか、監査対象の工事が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼に置いた。

第5 監査の主な実施内容

監査の対象部署から資料の提出を受け、必要に応じて担当職員への聞き取りを含めて書面による調査を実施した。また、各施設を訪問し、現金等の保管・取扱い状況、公印等の管理状況、施設の管理運営状況について、書類審査及び担当職員への聞き取りなどの現地調査を実施した。

なお、監査対象工事については、工事に関する契約書類等の審査を行うとともに、工事施工状況について概要説明を受けた後、現地確認を実施した。

第6 監査の結果

監査対象となった財務等の事務は適正に執行されており、施設の管理運営状況、工事関係書類及び施工状況についてもおおむね適正であった。

法令等に違反している事項、経済性等の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。軽微な事項については、その都度、口頭で関係職員に対して改善を求めた。

所管ごとの監査の概要は、次のとおりである。

1 市民生活部所管施設及び工事

(1) 市民センター及び支所

本市では、行政サービス機能を備える市民センターが、江田島町・能美町・沖美町に設置されている。毎年度、この3か所の市民センターと三高支所とを併せた4施設を、対象としている。

ア 事務の執行について

(ア) 保管している釣銭の残高及び収納金額が、現金と一致しているかどうか

ついて、監査委員が実際に現金を数えて確認を行い、問題はなかった。

現金の取扱いについては、レジ及び金庫で適正に管理・保管され、収納した現金は、収納日の翌営業日に金融機関に払込みを行っており、問題はなかった。

切手等を保管している市民センター・支所では、所属長が残枚数を定期的に確認するなど適正に処理されていた。切手等についても、現金と同様に残高が、現物と一致していることを確認した。

金庫内も整理整頓され良好に管理されていた。

- (イ) 公印及び領収印の管理・保管は、適正であった。
- (ウ) 出勤簿・休暇簿は、適正に処理されていた。
- (エ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。
- (オ) 契約事務については、契約書等の関係書類及び完成箇所、納品された物品を確認した結果、適正に処理されていた。

イ 施設の管理運営について

- (ア) 各施設とも整理整頓に努め、適正な施設運営がなされていた。
- (イ) 夜間及び休日等の宿日直業務については、江田島市民センターはシルバー人材センターに委託し、能美市民センター・沖美市民センターは会計年度任用職員で対応している。いずれの施設も所定の時刻に出入口等の施錠を行い、夜間や休日に施設利用がある場合は、利用に応じて出入口の開錠を行うなど適正に管理されている。三高支所については、夜間及び休日等の宿日直業務はない。

(2) 出張所及び連絡所

本市では、出張所及び連絡所が10か所設置されている。

今年度の対象は、大須出張所・津久茂出張所・鹿川出張所・高田出張所の4施設とした。

大須出張所は、大須公民館内にあり、老人集会所も併設されている。会計年度任用職員が1人配置されており、業務時間は午前8時30分から午後0時30分までで、公民館の管理も兼務している。

津久茂出張所は、津久茂児童館内にあり、児童館の会計年度任用職員が出張所業務も兼務している。業務時間は午前8時30分から午後0時30分までである。

鹿川出張所及び高田出張所は、各交流プラザ内にあり、それぞれ会計年度任用職員2人が交代で勤務している。業務時間は午前8時30分から午後0時30分までである。

ア 事務の執行について

- (ア) 保管している釣銭の残高及び収納金額が、現金と一致しているかどうかについて、監査委員が実際に現金を数えて確認を行い、問題はなかった。

現金の取扱いについては、金庫で適正に管理・保管され、収納した現金は、収納日当日又は翌営業日に金融機関に払込みを行っており、問題はなかった。

- (イ) 公印及び領収印の管理・保管は、適正であった。
- (ウ) 出勤簿・休暇簿は、適正に処理されていた。
- (エ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

イ 施設の管理運営について

事務室内は、整理整頓され、併設する施設の玄関・ロビーなども良好に管理されていた。

(3) 交流プラザ等

本市では、まちづくり、地域活動及び生涯学習の拠点となる施設として、能美市民センター、沖美市民センター以外に、江田島市民センター別館、大柿市民センターと7か所の交流プラザが設置されている。

今年度の対象は、江田島市民センター別館、大柿市民センター、鹿川交流プラザ、高田交流プラザ、三高交流プラザの5施設とした。

江田島市民センター別館は、事業運営員及び事務員各1人の計2人の会計年度任用職員が配置されている。利用可能時間は、午前9時から午後10時までで、職員の勤務時間外の利用については、鍵管理委託で対応している。令和4年度の利用件数は905件、利用者数は6,497人であった。

大柿市民センターは、事業運営員及び事務員各1人、夜間駐在員2人、日曜駐在員1人の計5人の会計年度任用職員が配置されている。利用可能時間は、午前9時から午後10時（日曜日は午後5時）までで、利用が可能な時間は、職員が常駐している。施設の利用開始が建替え工事完了後の11月からとなったため、令和4年度の利用件数は655件、利用者数は7,295人であった。

鹿川交流プラザは、施設内に鹿川出張所、鹿川文化センターがあり、出張所職員が、交流プラザも管理している。出張所職員の勤務時間外の利用については、鍵管理委託で対応している。令和4年度の利用件数は635件、利用者数は5,736人であった。

高田交流プラザは、施設内に高田出張所があり、出張所職員が、交流プラザも管理している。出張所職員の勤務時間外の利用については、利用者に鍵を貸出している。令和4年度の利用件数は483件、利用者数は4,559人であった。

三高交流プラザは、施設内の三高支所職員が、交流プラザを管理しており、施設1階の一部を商工会に事務所として貸し付けている。職員の勤務時間外の利用については、鍵の貸出しで対応している。令和4年度の利用件数は160件、利用者数は1,571人であった。

ア 事務の執行について

- (ア) 江田島市民センター別館の施設使用料は、職員が収納し、当日又は翌営業日に金融機関に払込みを行っており、問題はなかった。現金及び領収印は、金庫で適正に管理・保管されていた。

大柿市民センターの施設使用料は、職員が収納し、保管状況について問題はなかったものの、収納金1週間分をまとめて、本庁会計課で払込みを行っていた。遅くとも収納日の翌々営業日には、会計課で払込みを行うよう指導

した。

鹿川交流プラザ及び高田交流プラザの施設使用料は、それぞれの出張所又は能美市民センターで、三高交流プラザの施設使用料は、三高支所で収納し適正に管理されていた。

(イ) 江田島市民センター別館及び大柿市民センターの出勤簿・休暇簿は、適正に処理されていた。

(ウ) 施設使用料を減免している団体等については、年齢が確認できる一覧表の提出を受けるなど減免に関する要綱に従って適正に処理されていた。施設利用申請書等についても、適切に整理・保管されていた。

イ 施設の管理運営について

施設内は、整理整頓され良好に管理されていた。

また、使用していない部屋は基本的に施錠し、安全管理に努めていた。

(4) 大柿市民センター新築工事

この工事の目的は、旧大柿市民センター（旧大柿公民館）が建築され40年以上経過して老朽化が進み、旧耐震構造であるため、公共施設のあり方に関する基本方針に基づき、旧施設を解体後、大柿地区の新たな拠点施設として建築することである。

新築工事は、令和3年9月から開始し、令和4年9月に完成しており、この間、追加工事等による工事費の増額、及び天候不良による遅延のため工期の延長が行われている。外構工事についても令和4年10月に完成している。

ア 関係書類の確認

工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、おおむね適正に処理されていることを確認した。

イ 所見等

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行った。令和4年11月の利用開始以降、まちづくり、地域活動、生涯学習の拠点として、市民に利用されている。

また、市役所本庁から近いこともあり、職員の研修や会議にも利用されている。

(5) 衛生施設

本市では、ごみ処理施設として、リレーセンターが江田島町鷺部に設置されている。この施設は、平成14年に広域焼却施設（呉市）に可燃ごみを運搬するための中継施設として建設された。現在、リレーセンターでは、集められた可燃ごみを圧縮し、運搬用コンテナに積替を行って、クリーンセンターくれに搬入している。また、資源ごみ（古紙類・布類）を集積しておくためのストックヤードもある。

施設の処理能力は1日当たり45トンで、令和4年度の可燃ごみの搬入量は、6,813トン、可燃ごみ投入手数料の歳入実績は、1,638万1千円であった。

ア 施設の管理運営について

リレーセンターの運転は、業者に業務委託しており、契約書等の関係書類は、適正に処理されていた。

可燃ごみ投入手数料として受け取る現金は、施設職員が業務終了後に当日分を地域支援課まで持参し、担当者が会計課で納付していることを確認した。

安全管理等については、施設職員が契約書に記載されている「江田島市リレーセンター転落事故防止対策及び救助活動実施マニュアル」を遵守し、安全対策に努めるとともに、警備保障会社に業務委託して防犯対策を行っているとの報告を受けた。

施設は、職員6名で円滑に運営されており、施設内及び敷地内は良好に管理されていた。

イ 工事関係について

フィード装置上ラムデッキプレート取替工事、コンテナ横移動装置部品交換工事などを行っており、主な工事について、それぞれ関係書類を確認した結果、適正に実施されていた。

今後の施設の維持管理、更新等については、令和5年度に策定する「江田島市環境施設等長寿命化計画（個別施設計画）」に基づいて行うこととなっている。

(6) 隣保館

本市では、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれた施設として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、4館の隣保館が設置されている。

今年度の対象は、鹿川文化センターと三高会館の2施設とした。

両施設とも、館長と専任指導員が各1人で、相談事業や広報・啓発活動などに取り組んでおり、施設の管理も行っている。三高会館の館長のみ再任用で、ほかの職員は会計年度任用職員である。

ア 事務の執行について

(ア) 施設使用料については、施設職員が納付書を作成し、利用者が金融機関で納めるため現金の取扱いはない。

(イ) 出勤簿・休暇簿は、適正に処理されていた。

(ウ) 施設使用料を減免している団体等については、減免に関する要綱に従って適正に処理されていた。施設利用申請書等についても、適切に整理・保管されていた。

イ 施設の管理運営について

(ア) 2館とも施設内は、整理整頓されており、良好に管理されていた。

(イ) 休日や夜間に施設を利用する場合、鍵管理委託で対応している。

2 福祉保健部所管施設

(1) 認定こども園

本市では、小学校就学前の子供に対し、一貫した保育及び幼児教育を実施するため、5園の認定こども園が設置されている。

今年度の対象は、認定こども園みたかと認定こども園おおがきの2施設とした。
園の職員数と園児数は、次のとおりである。

職員数(令和5年4月1日現在)

(単位：人)

名 称	園 長	保育士 (再任用を含む)	会計年度任用職員	合 計
認定こども園みたか	1	3	3	7
認定こども園おおがき	1	11	9	21

※勤務は、早番・平常・遅番の交替制

園児数(令和5年4月1日現在)

(単位：人)

名 称	3歳未満	年 少	年 中	年 長	合 計
認定こども園みたか (定員40)	8	2	4	8	22
認定こども園おおがき (定員120)	27	22	19	28	96

ア 事務の執行について

- (ア) 公印は、適正に管理・保管されていた。
- (イ) 出勤簿・休暇簿等は、おおむね適正に処理されていた。
- (ウ) 各関係諸帳簿は、適正に整理・保管されており、備品台帳に令和4年度購入した備品が、登録されていることを確認した。

イ 施設の管理運営について

- (ア) 施設内及び園庭は、整理整頓されており、良好に管理されていた。
- (イ) 安全管理・防犯対策等については、防犯カメラを設置して出入り口の監視を強化することで、不審者が侵入しにくい環境を整えている。
また、登園降園の時間帯以外は、園の出入り口を二重に施錠することにより園児の安全を確保している。

(2) 児童館

本市では、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、3か所の児童館が設置されている。

今年度の対象は、津久茂児童館とした。

津久茂児童館は、出張所を併設しており、会計年度任用職員1人が、児童厚生員と出張所職員を兼務している。令和4年度の利用件数は95件、利用者数は900人であった。

ア 事務の執行について

- (ア) 領収印の管理・保管は、適正であった。
- (イ) 出勤簿・休暇簿等は、適正に処理されていた。
- (ウ) 備品台帳に令和4年度購入した備品が、登録されていることを確認した。
- (エ) 児童館の利用は、自由来館する児童や使用料が免除される自治会等の団体だけで、使用料を支払って利用する団体等がないことを確認した。

イ 施設の管理運営について

- (ア) 施設内は、整理整頓され良好に管理されていた。
- (イ) 鍵の管理については、職員と自治会役員が行っており問題はなかった。

3 土木建築部所管施設及び工事

(1) 市道大原～柿浦線道路改良工事

この工事の目的は、大柿市民センターに隣接する主要な生活道路であるにもかかわらず、道路幅員が狭く歩道も設置されていないため、拡幅改良を行い、車両と歩行者の円滑な通行を確保することである（延長 L＝87メートル、幅員 W＝10.25メートル）。

工事の全体計画は、令和4年度から5年度までの2か年である。

令和4年度工事は、令和4年8月から開始し、令和4年12月に完成しており、この間、当初予定になかった電柱移設等によって工期の延長が行われている。

また、この工事は、国の社会資本整備総合交付金の交付対象事業となっている。

ア 関係書類の確認

工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認した。

イ 所見等

完成した道路の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い令和4年度の工事が完了していることを確認した。道路が拡幅されたことによって、車両の円滑な通行や歩行者の安全を確保することができている。

(2) 矢ノ浦北2号住宅改修工事（I期）

この工事の目的は、建築後35年以上経過した市営住宅について、内装及び設備の改修工事を行い、入居者の住環境の向上を図るためのものである。

工事の全体計画は、令和4年度から6年度までの3か年で、令和4年度は第1期工事である。

令和4年度の改修工事は、令和4年7月から開始し、令和4年12月に完成しており、この間、追加工事等による工事費の増額が行われている。

また、この工事は、国の社会資本整備総合交付金の交付対象事業となっている。

ア 関係書類の確認

工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認した。

イ 所見等

改修工事が完了した住宅の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い令和4年度の工事が完了していることを確認した。住宅の部屋を和室主体から洋室主体に改修し、水回り等も全面的に改善することで、時代に合った快適な住環境を提供できる住宅改修工事が行われている。

(3) 下水道事業施設

本市では、下水道事業の終末処理場として、7か所の浄化センターが設置され

ている。今年度の対象は、江田島中央浄化センターとした。

江田島中央浄化センターは、平成8年江田島町津久茂に整備された。

処理区域は、江田島町の宮ノ原、小用、中央、鷲部、津久茂及び江南の一部、大柿町飛渡瀬の一部で、公共下水道事業の終末処理場施設である。処理能力は、日量最大2,920立方メートルである。

令和4年度は、施設内の返送汚泥ポンプ逆止弁修繕，砂ろ過水槽等水位計修繕などを行っている。また、水処理設備，電気設備などの整備工事も計画的に行っており，令和5年度も引き続き工事を行う予定となっている。

ア 事務の執行について

契約事務については、契約書等の関係書類及び完成箇所を確認した結果，おおむね適正に処理されていた。

イ 施設の管理運営について

施設の維持管理は，業者に業務委託をしている。業務委託契約書等の関係書類を確認した結果，おおむね適正に処理されていた。

委託業者は，平日の午前8時30分から午後5時まで業務を行っており，良好に管理されていた。また，施設の警備及び防火管理についても委託業者が行っているため問題はなかった。

以前は，敷地内にイノシシが侵入していたものの，フェンスの隙間を廃材で塞ぐなどの対策を行うことで防いでいる。

4 教育部所管施設

(1) 学校教育施設

本市では，小学校6校，中学校4校の計10校の公立学校が設置されている。

本年度の対象は，鹿川小学校，江田島中学校の2校とした。

各学校が作成している学校要覧等によって，校長から学校の概要・教育目標等の説明を受けた。

ア 事務の執行について

(ア) 現金管理について，児童・生徒が持参した諸費等は，各学年の通帳に入金しており，長期間金庫で保管することなく適正に処理されていた。

通帳，印鑑は，金庫等でそれぞれ適正に管理されていた。

(イ) 公印の管理，切手等の保管やその他関係書類等について，各学校とも適正に処理・整備されていた。切手等については，残高と現物が一致しているかどうかについて，監査委員が実際に数えて確認を行い，問題はなかった。

(ウ) 備品管理について，令和4年度に新規購入した備品が，備品台帳に記載されているかを確認したところ，江田島中学校では確認できたものの，鹿川小学校では確認できなかった。

イ 施設の管理運営について

各学校の安全管理・防犯対策等について，鹿川小学校は児童登校後の閉門し，江田島中学校は生徒登校後も正門は開いているものの，教職員の目視による定期的な安全点検等により適切な対応がなされている。

(ア) 鹿川小学校

校舎は、平成17年度に建築されている。

学級及び児童数については、各学年1学級、特別支援学級3学級の計9学級で、全校児童は103人である。

理科室の教材薬品や音楽室の楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視し、おおむね適正に保管されていることを確認した。

また、令和4年度購入備品について、現物を確認した。

(イ) 江田島中学校

校舎は、平成20年度に建築されている。

学級及び生徒数については、1・2年生は各1学級、3年生は2学級、特別支援学級は3学級の計7学級で、全校生徒は128人である。

理科室の教材薬品や音楽室の楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視し、おおむね適正に保管されていることを確認した。

また、令和4年度購入備品について、現物を確認した。

ウ 不登校・いじめ等について

令和4年度において、数件の事例があり、学校・保護者・教育委員会が、連携して対応しているとの報告を受けた。

また、令和5年度から江田島中学校では、広島県教育委員会から不登校SSR（スペシャルサポートルーム）推進校の指定を受け、学校に登校しにくくなっている生徒の学習サポートや居場所づくりを主な目標とし取組をスタートさせている。利用する生徒にとって安全かつ安心して過ごせる環境づくりとして、設置したSSRで、担当教員が中心となって支援を行っており、利用生徒が安心して日々の学習活動に臨むことができているとの報告を受けた。

SSR設置校は、大柿中学校、能美中学校に次いで3校目となっている。

(2) 生涯学習施設

ア 大須公民館

本市では、社会教育法第24条の規定に基づき、公民館が2館設置されている。

本年度の対象は、大須公民館とした。この施設は、昭和52年に建築された旧大須小学校を活用した施設で、大須出張所と大須老人集会所を併設している。

令和4年度の利用者は、1,130人である。

(ア) 事務の執行について

公印の管理・保管は、適正であった。

令和4年度購入備品について、現物を確認した。備品台帳については、新規購入のもの以外が確認できなかった。

(イ) 施設の管理運営について

施設内は、整理整頓され良好に管理されており、敷地内についても雑草等はなく良好に管理されていた。

鍵の管理については、出張所業務時間外は鍵管理委託をしておき問題はなかった。

イ 学びの館

本市では、市の歴史と文化を伝承するため、市内に散在する考古・歴史・民俗・美術・産業及び自然科学等に関する資料を収集、保管、展示並びに体験学習を通じた知識を深めることを目的として、学びの館が設置されている。

この施設は、江田島町中央の向側公園の敷地内にあり、会計年度任用職員2人が交代で勤務している。利用時間は、午前9時30分から午後4時30分までで、毎週火曜日が休館となっている。令和4年度の利用者は、3,208人であった。

(ア) 事務の執行について

出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。

令和4年度購入した備品について、現物を確認した。備品台帳への記載においても適正に処理されていた。

(イ) 施設の管理運営について

館内は、整理整頓され良好に管理されていた。

1階展示室は、常設展示として寄贈品を中心に約40点を展示しており、2階展示室は、毎月企画展を行っている。また、創作体験学習（ものづくり学習）も行い、学びの館の利用促進に努めている。

安全管理・防犯対策については、警備保障会社に業務委託しており、特に問題はなかった。

ウ 大柿図書室

本市では、江田島図書館、能美図書館及び大柿図書室に、職員が常駐している。

今年度の対象は、大柿図書室とした。この施設は、大柿市民センター内にあり、会計年度任用職員3人が交代で勤務している。開室時間は、午前9時30分から午後7時（日曜日は午後5時）までで、毎週木曜日が休館となっている。

令和5年3月31日現在の利用者カード登録者数は、722人で、蔵書数及び令和4年度の貸出数は、次の表のとおりである。なお、大柿図書室に所蔵していないものについては、所蔵している図書館から借り受けて貸出しを行っている。

区分	一般図書	児童図書	CD	LD	紙芝居	郷土資料	DVD	雑誌	ビデオテープ
蔵書数	13,233	6,869	-	-	216	171	-	201	-
貸出数	3,208	1,911	12	-	14	29	10	83	-

(蔵書数は令和5年3月31日現在)

(ア) 事務の執行について

出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。

契約事務については、契約書等の関係書類及び購入備品を確認した結果、適正に処理されていた。備品台帳についても適正に記載されていた。

(イ) 施設の管理運営について

図書室は、新築された大柿市民センターの中央に位置し、明るく開放的な空間となっており、整理整頓され良好に管理されていた。

安全管理・防犯対策については、防犯カメラが設置され、図書室の開室時

間中は、大柿市民センター職員が常駐しており、鍵管理についても特に問題はなかった。

(3) 学校給食調理施設

ア 江田島市学校給食共同調理場

本市では、令和5年度から学校給食共同調理場を統合し、能美町中町の江田島市学校給食共同調理場1か所とした。

調理場は、平成17年建築された施設で、令和4年度に調理場統合のため改修工事、備品整備を行っている。

総括場長、職員2人（1人は再任用）、栄養士2人、会計年度任用職員21人が配置されている。各学校への給食配送については、業者委託している。

調理能力は、1日当たり1,300食である。令和5年4月現在の1日の配食数は、約1,220食で、市内の小学校6校、中学校4校及び広島県立呉特別支援学校江能分級に配食している。

(ア) 事務の執行について

公印の保管は、適正であった。

出勤簿・休暇簿は、適正に処理されており、衛生管理関係の諸帳簿等についても、整備されていた。

契約事務については、契約書等の関係書類を確認した結果、一部に書類の不足があったものの、おおむね適正に処理されていた。

備品購入について確認した結果、適正に処理されていた。

(イ) 施設の管理運営について

調理場は、良好に管理されていた。

衛生管理については、全職員の毎朝の健康及び衛生チェック、月2回の検便検査を実施するなど、安全安心な給食を提供できるよう細心の注意を払っている。

安全管理・防犯対策については、警備保障会社に業務委託しており、特に問題はなかった。

また、児童生徒が、給食を通してより身近に、地域の自然や産業等について理解を深めることができるよう地元産品の使用に努めている。

5 消防本部所管工事

(1) 秋月消防屯所新築工事

この工事の目的は、旧秋月小学校売却時に隣接する旧消防屯所敷地も売却したため、別の場所に消防屯所を新築することである。

新築工事は、令和4年10月から開始し、令和5年3月に完成している。

ア 関係書類の確認

工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、おおむね適正に処理されていることを確認した。

イ 所見等

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行った。海沿いに建築された消防屯所ポンプ車車庫のシャッターは、海からの強風に耐えられるよう補強金物が筋交いとして取り付けられており強度を高めている。

(2) 大幸消防屯所（大須浄化センター改修工事）

この工事の目的は、廃止となった大須浄化センターの改修工事を行い、大幸消防屯所にするのである。

改修工事は、令和4年7月から開始し、令和5年1月に完成している。

ア 関係書類の確認

工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、おおむね適正に処理されていることを確認した。

イ 所見等

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行った。旧浄化センターを改修した大幸消防屯所は、敷地が広く緑地が多いため定期的な除草作業が必要である。

第7 まとめ

今回の定期監査及び行政監査では、対象とした30か所の施設等について、監査資料の審査と現地での説明聴取、関係諸帳簿等の照合・検査、管理状況等の確認を実施しました。

監査の結果、指摘・注意事項に該当するものは見受けられず、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

また、軽微な事項については、その都度、口頭で関係職員に改善を求め、すぐに対応が可能なものについては、改善の報告を受けました。

公共施設の再編整備事業によって、施設の集約化による施設の更新が実施されており、令和4年度は、大柿市民センターの建て替え工事が完了し、大柿地区の地域活動や生涯学習活動の拠点として、市民に利用されています。

今年度以降の再編整備事業についても、地域を活性化し、市民が安心して利用できる施設の更新を行うため、財源の確保に努め、計画的に取り組まれることを望みます。

施設の利用申請や鍵の貸出し等については、現在推進されているDX（デジタルトランスフォーメーション）により、デジタル技術を活用した施設利用者・管理者双方の負担軽減、利便性向上に努めていただきたいと思います。

認定こども園、小中学校については、コロナ禍により行事の中止や縮小が続いていたものの、令和4年度は、できる方法を検討し、徐々に開催する行事を拡大するなどの対応がとられていました。今後は、令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、コロナ禍以前のように各種行事が実施され、園児、児童、生徒の貴重な体験の場を確保することができると期待しています。

最後に、関係各位の御協力により、順調に監査を実施できましたことに感謝します。